

## 名古屋市地下街基本方針について

地下街は、道路や駅前広場における地下の占用施設であり、設置に関しては道路法、都市計画法、建築基準法及び消防法等様々な法令（以下、法令等）が関係しておりますが、現行の法令等に適合していない箇所もあり、防災等の観点から課題が多くあります。また、地下街を公共施設である道路や駅前広場の地下に設けることは、将来の他の利用を制約するおそれがあることから、国の昭和 48 年 7 月 31 日付け共同通達「地下街の取扱いについて」に基づき、地下街連絡協議会が中央及び地方に設置され、地下街の規制に関する取扱方針や設置計画策定に関する基準を示した「地下街に関する基本方針について」が昭和 49 年 6 月 28 日に定められました。以後、30 年近くにわたり、これに基づいて、法令に関連条文の無い規制や法令に上乘せする規制を含めた指導が、全国統一的に行なわれてきました。

しかしながら、地方分権の流れを受けて、平成 13 年 6 月 1 日付けでこれらの地下街に関連する一連の通達が全て廃止となり、以後は、地方独自に対応することとなりました。

そこで、本市では、本市における主な地下街が昭和 30 年代、40 年代に設置され、現行の法令等に適合していない箇所もあることから、安全性の確保及び一層の向上のため、改善が必要であると考え、国の通達に代わる「名古屋市地下街基本方針」を平成 16 年 3 月 1 日に定め、引き続き地下街に対する指導を統一行的に行っていくこととしました。

「名古屋市地下街基本方針」は、国の通達を基本としながら、本市における地下街の実状や通達が出された当時の設備等における性能の向上などを踏まえて制定されたものですが、制定から 10 年以上経過し、防災技術の向上や多様化がみられること、また、リニア中央新幹線の開業を見据えた再開発の動きが顕著なことから、今回、「地下街と他の建築物の地下階との接続基準」も含めた全条項を精査し、改定を実施しました。

今後もこの「名古屋市地下街基本方針」により、地下街の新增設等を適切に誘導するとともに、既設地下街については、各地下街の管理会社等が継続的に改善を進めることで、地下街の安全性及び利便性の確保及び向上等を図ることを期するものであります。

# 名古屋市地下街基本方針

平成 16 年 3 月 1 日 制定

平成 28 年 8 月 1 日 改定

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 地下街の新設及び増設に関する基準
  - 第 1 節 地下街の計画（第 4 条－第 5 条）
  - 第 2 節 公共地下歩道等（第 6 条）
  - 第 3 節 店舗等（第 7 条）
  - 第 4 節 構造及び設備等（第 8 条－第 11 条）
- 第 3 章 既設地下街に関する基準
  - 第 1 節 適用等（第 12 条－第 13 条）
  - 第 2 節 公共地下歩道等（第 14 条）
  - 第 3 節 店舗等（第 15 条）
  - 第 4 節 構造及び設備等（第 16 条－第 19 条）
- 第 4 章 地下街の管理（第 20 条－第 22 条）
- 第 5 章 別途協議（第 23 条）

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この基本方針は、地下街の防災性並びに歩行者の安全と円滑な通行の確保及び向上に寄与することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下街 公共の用に供されている道路又は駅前広場（建設中の道路又は駅前広場を含む。）の区域内にあって、公共地下歩道等と公共地下歩道に面して設けられる店舗等が一

体となった地下施設（公共地下駐車場が併設されている場合には、当該公共地下駐車場を含む。）をいう。ただし、次の各号に掲げるものは、地下街として扱わないものとする。

ア 駅務室、機械室等もっぱら駅及び公共地下歩道等の管理運営のためのもの。

イ 一団の店舗の面積が100平方メートル以下のもの。

(2) 公共地下歩道 公共の用に供されている道路又は駅前広場（建設中の道路又は駅前広場を含む。）の区域内にあり、公共の用に供されている地下通路及び地下駅の改札口外の通路をいう。

(3) 公共地下歩道等 公共の用に供されている道路又は駅前広場（建設中の道路又は駅前広場を含む。）の区域内にあり、公共の用に供されている地下通路、地下駅の改札口外の通路、広場及び階段等をいう。

(4) 店舗等 店舗、管理事務所、行政施設、交番及び案内所等をいう。

(5) 管理者等 管理者及び店舗入店者をいう。

（適用）

第3条 この基本方針は、地下街の新設又は増設、既設地下街における公共地下歩道等及び店舗等の改装等並びに地下街の管理について適用する。

2 地下駅の改札口外の通路に係る地下街にあつては、第2章の規定は適用しない。

## 第2章 地下街の新設及び増設に関する基準

### 第1節 地下街の計画

（新設、増設の計画）

第4条 地下街の新設又は増設は、土地の高度利用が図られ地上交通の著しく輻輳する地区において、公共地下歩道又は公共地下駐車場が、次の各号の要件を満たし、かつ、これらの管理等のために、必要やむを得ない場合に限るものとする。

(1) 地上交通の安全と円滑を図るため、整備する必要があるものであること。

(2) 都市計画として決定されている道路又は駅前広場であつて、その立体的整備が都市計画として必要であり、これにより、まちづくりに資すること。

(3) 当該地域の状況又は交通の状況から、道路等の区域外又は上空に設けることが著しく困難又は不適當であること。

2 公共地下歩道等又は公共地下駐車場は、都市計画として決定し、都市計画事業として一体で整備するものとする。

- 3 地下街の計画は、当該地区及び周辺地域の用途地域等の都市計画に合致したものであり、都市施設及び市街地開発事業に関する計画に適合し、かつ、それらの長期構想に支障を及ぼすおそれのないものとする。
- 4 公共地下歩道等及び公共地下駐車場の配置及び構造は、道路又は駅前広場の計画と調和し、一体として構成され、その機能を十分発揮するよう計画するとともに、それらの規模は、当該地域の長期的な開発整備の見通しに基づき計画するものとする。
- 5 計画する地下街の規模は、公共地下歩道等又は公共地下駐車場を適正に管理し、利用するのに必要最小限のものとする。また、店舗の延べ面積は、原則として地下街（公共地下駐車場を併設する地下街にあつては、公共地下駐車場の部分を除く。）の延べ面積の半分を超えないものとする。
- 6 地下街の階層は、原則として一層に限るものとする。ただし、公共地下駐車場、機械室、管理事務所及び消火用水貯水槽については、この限りでない。
- 7 公共地下歩道等の配置等地下街の全体計画は、利用者の利便性及び緊急時の避難の容易さを考慮した簡明な形状とするものとする。
- 8 名古屋市道の道路占用許可は、道路の占用の許可基準を定める要綱に定めるところによるものとする。

（事業主体）

第5条 地下街の設置者及び管理者は、地下街の適正な設置及び管理を十分確保し得る者でなければならない。

## 第2節 公共地下歩道等

（公共地下歩道等）

第6条 公共地下歩道等は、建築基準法、消防法、道路の占用の許可基準を定める要綱、福祉都市環境整備指針（以下「整備指針」という。）その他の関係法令の定めるところによるほか、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 広告、案内板、吊下げ装飾は、難燃材料等を用いること。
- (2) 地上に通ずる階段の有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (3) 公共地下歩道の幅員は、次の算定式によって定めるものとし、その数値が6メートルに満たない場合には、6メートルとすること。ただし、公衆便所、機械室、防災センター等への通路については、この限りでない。

$$W = \frac{P}{1600} + F$$

ただし、W：公共地下歩道の有効幅員（メートル）

P：当該地域の開発整備状況の予測等を考慮したおよそ20年後の予想最大1時間当たり歩行者数（人）（店舗等又は公共地下駐車場により誘発される歩行者数及び他の建築物の地下階と接続する場合には、それにより誘発される歩行者数を含めること。）

F：2メートルの余裕幅員。ただし、店舗等のない部分においては、1メートルとする。

- (4) 地上に通ずる階段の出入口、給排気口等の地上に設ける工作物から、浸水のおそれがある場合は浸水対策のための止水板等を設けること。
- (5) 公共地下歩道の端部及び公共地下歩道のすべての部分からの歩行距離が50メートル以内となる位置に、防災上有効な地下広場を設けること。なお、地下街を増設する場合にあつては、既存部分との接続部は、公共地下歩道の端部とみなすものとする。
- (6) 地下広場には、直接地上へ通ずる2以上の階段を設けること。

### 第3節 店舗等

（店舗等）

第7条 店舗等は、建築基準法、消防法その他の関係法令の定めるところによるほか、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 壁及び天井の下地は、準不燃材料を用いること。
- (2) 火気を使用する店舗等の壁及び天井は、下地、仕上げとも不燃材料を用いること。
- (3) 床、造り付けの陳列台等については、難燃材料等を用いること。
- (4) 地下街には、次に掲げる営業内容の店舗を設けないこと。

ア 大型の商品を取り扱うもの等公共地下歩道の一般歩行者の通行に支障を及ぼすおそれのあるもの。ただし、商品の搬出入を一般歩行者の通行に支障の無い時間に行い、契約後の商品について、別途配送センターから配送するなどの配慮を行う場合は、この限りでない。

イ 爆発性の物件若しくは悪臭、騒音を発生する物件を保管し、又は設置し、公共地下歩道の一般歩行者に危害を及ぼし、又は不快の感を与えるおそれのあるもの。

ウ 風俗営業等公共地下歩道の風紀を損なうおそれのあるもの。

エ 宿泊施設、興業場等地下街に設けることが適切でないもの。

#### 第4節 構造及び設備等

(設備等)

第8条 設備等は、建築基準法、消防法その他の関係法令の定めるところによるほか、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 地下街の空気調和設備は、公共地下歩道等の部分と店舗等の部分とを別系統とすること。
- (2) 地下街の設備等には、地震、火災、水害などの災害に対して十分な措置を講ずること。

(地下街と他の施設との接続)

第9条 地下街と他の建築物の地下階との接続は、公共性があり、十分な安全性が確保される場合に限るものとする。

2 接続する場合は、建築基準法、消防法、整備指針その他の関係法令の定めるところによるほか、接続部は次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 建築物側に避難上有効な階段を設け、地下階の通路又は広場(以下「地下通路等」という。)を通じて地下街側の公共地下歩道等と接続するものとする。
- (2) 地下街側の出入口は、特定防火設備で遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外にあっては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするもの(以下「特定防火設備」という。)で区画されていること。
- (3) 地下通路等の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
- (4) 直接地上に通ずる階段及び接続することとなる建築物の地上開口部等から浸水のおそれがある場合は、浸水対策のため止水板等を設けること。

3 前項によるほか、接続部の公共地下歩道等又は地下通路等は、次の各号に掲げる構造としなければならない。

- (1) 接続部の天井部分は直接外気に常時開放(接続する地下通路の断面積以上の開口に限る。)されているドライエリア形式又はこれと同等以上に火災の際の煙を有効に排出できる構造等とすること。

- (2) 上部が建築物等で覆われた地下通路等に面する部分は、耐火構造の壁又は防火設備（遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外にあっては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするもの。）で区画されていること。
  - (3) 前号以外の地下通路等に面する部分は、道路境界線を建築物の敷地境界線とみなし、接続する地下階は1階とみなした延焼のおそれのある部分については、開口部を防火設備とすること。
- 4 前項によりがたい場合は、接続部に次の各号に掲げる基準に適合する室（以下「付室」という。）を設けた構造とすることができる。
- (1) 付室は通行の用のみに供し、地下街又は建築物に通ずる出入口の部分を除き、耐火構造とすること。
  - (2) 前号の出入口には、特定防火設備を設けること。
  - (3) 付室にはスプリンクラー設備（閉鎖型）が設けられ、かつ、通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備又はそれと同等以上の性能を有する排煙設備を設けること
- 5 地下街と地下駅とを接続して設置する場合には、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。
- (1) 地下街と地下駅相互の防災センター間において同時に通話できる設備を設けること。
  - (2) 地下街と地下駅の利用者の流れを考慮し、円滑な通行を確保できるよう公共地下歩道を配置すること。
- （ガス保安対策等）

第10条 地下街においてガスを使用する場合には、ガス事業法、消防法、建築基準法その他の関係法令に定めるところによるほか、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 地下街に設置する燃焼器は、原則として、立ち消え安全装置付きのものとする。
- (2) 地下街へのガスの引込管は必要最小限の本数とし、配管は単純化するとともに、ガス管であることが容易に識別することができる識別措置を講ずること。
- (3) ガスの主要配管が天井裏等に設置される場合には、これらを保守管理するため点検口を設けること。

（附帯施設）

第11条 公共地下駐車場の構造及び設備は、駐車場法、建築基準法、消防法その他の関係法令に定めるところによるほか、公共地下駐車場とその他の部分とは、耐火構造の壁又は床で区画するものとし、開口部を設ける場合には、特別避難階段又はそれと同等以上の防火、防煙性能を

有する施設を設けるものとする。なお、公共地下駐車場には、地下街の他の部分を通過することなく直接地上へ通ずる2以上の階段を設けることとする。

- 2 荷捌き場については、公共地下駐車場の有無にかかわらず、地上交通に支障を与えない場所に設けることとする。

### 第3章 既設地下街に関する基準

#### 第1節 適用等

(適用)

第12条 この章の規定は、この基本方針が施行された際現に存する地下街に適用する。

(改善)

第13条 地下街の管理者は、建築基準法及びその他の関係法令並びにこの章の規定に適合するよう改善計画書を作成し、改善に努めるものとする。

#### 第2節 公共地下歩道等

(公共地下歩道等)

第14条 公共地下歩道等は建築基準法、消防法、道路の占用の許可基準を定める要綱その他の関係法令の定めるところによるほか、第6条第1号及び第4号の規定を準用する。

- 2 公共地下歩道等の形状変更は、安全性及び利便性の向上が見込まれる場合に限るものとする。
- 3 高齢者、身体障害者等の移動の円滑化のために、整備指針の趣旨に沿ったエレベーター、スロープを設置する等、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第3節 店舗等

(店舗等)

第15条 店舗等に関しては、第7条の規定を準用するほか、建築基準法の施行又は適用前から存在している地下街で、その防火・避難施設等の規定に適合しない地下街（以下「防火避難規定が既存不適格の地下街」という。）については、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 隣接する店舗等の間は、耐火構造の壁で区画すること。
- (2) 公共地下歩道等と防火区画すること。
- (3) 壁及び天井は、下地、仕上げとも不燃材料を用いること。
- (4) 床、造り付けの陳列台等については、原則として不燃材料を用いること。



- (5) 火気を使用する店舗等は、他の店舗等と防火区画された区域に集中配置しなければならない。ただし、加熱部が密閉された調理器を用いる店舗等については、この限りでない。
- (6) 排煙設備を有しない火気を使用する店舗は、厨房とその他の部分（客席等）とを耐火構造の壁又は特定防火設備で区画するものとする。ただし、次に掲げる基準を満たすものについては、この限りでない。
- ア 排煙機能を有する設備を備えていること。
- イ 厨房とその他の部分（客席等）が防煙区画されていること。
- (7) 店舗等の構えの変更については、床面積 200 平方メートル以内で安全性が低下しない範囲内において、構えを変更することができる。

#### 第 4 節 構造及び設備等

##### （設備等）

第 16 条 設備等は第 8 条の規定を準用するほか、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 非常用電源設備として、保安上必要な電力が供給できる蓄電池設備又は自家発電設備を設けること。
- (2) 第 8 条第 1 号について、地下街の空気調和設備を公共地下歩道等の部分と店舗等の部分を別系統とすることができない場合は、防火区画貫通部の耐火処理を行う等、現行の建築基準法の定めるところによること。

##### （地下街と他の施設との接続）

第 17 条 地下街と他の建築物の地下階との接続は、第 9 条第 1 項から第 4 項及び第 5 項第 1 号の規定による。この場合において、第 9 条第 5 項中「設置する場合」とあるのは「設置している場合」と読み替えるものとする

2 防火避難規定が既存不適合の地下街と、第 9 条第 4 項により地下街に接続する階は、建築基準法施行令第 128 条の 3 第 5 項に規定する区画をすること。この場合において、「地下街」とあるのは「地下街と接続する階」と読み替えるものとする。

##### （ガス保安対策等）

第 18 条 ガス保安対策等については、第 10 条の規定を準用する。

##### （附帯施設）

第 19 条 公共地下駐車場については、その他の部分と耐火構造の壁又は床で区画するものとし、開口部を設ける場合には、特別避難階段又はそれと同等以上の防火、防煙性能を有する施設を

設けることとする。

#### 第4章 地下街の管理

##### (公共地下歩道等の管理)

第20条 公共地下歩道等の管理については、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 避難上支障となるおそれのあるものを設けないこと。
- (2) 歩行者の案内及び避難上に必要な分かりやすい案内板及び地図等を設けること。
- (3) 誘導灯及び歩行者の案内のための設備の視認性を妨げる広告等は設けないこと。

##### (管理規程)

第21条 地下街の管理者は、地下街に関する管理規程を定めるものとする。

2 管理規程には、次の各号に掲げる事項及びその他必要な事項を定めるものとする。

- (1) 公共地下歩道等に関する事項
  - ア 供用時間等に関する事項
  - イ 防災保安に関する事項
  - ウ 維持補修に関する事項
  - エ 広告等の提出に関する事項
  - オ 禁止すべき行為に関する事項
- (2) 店舗等に関する事項
  - ア 営業等に関する事項
  - イ 防災保安に関する事項
  - ウ 保健衛生に関する事項
  - エ 建物管理に関する事項

##### (手続き)

第22条 地下街の管理者は、別途定める地下街台帳を名古屋市地下街連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）が必要と認めるときに作成し、連絡協議会に提出するものとする。

2 次の各号に掲げる事項については連絡協議会に協議書を提出すること

- (1) 地下街の新設又は増設に関すること。
- (2) 通路の幅員及び位置の変更等
- (3) 店舗等の区画の変更
- (4) 他の建築物との接続に関すること。

(5) その他、これらに類する改善に関する事項

3 店舗内の改装を行う場合は、別途定める届出を連絡協議会の担当課あてに提出すること。

## 第5章 別途協議

(別途協議)

第23条 連絡協議会と協議し、基本方針の条項によらなくとも支障がない、又は、この基本方針と同等以上であると認める場合においては、当該条項を適用しないことができる。